

令和6年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（C日程入試）

憲法・民法・刑法

注意事項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～7ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

都市公園法（以下、法という。後掲の【参考条文】参照。）は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律である（法 1 条）。都市公園とは、都市計画に沿って設置される公園又は緑地であり、地方公共団体が設置するものと国が設置するものとに分類されている（同法 2 条 1 項 1 号及び 2 号）。そのうち、地方公共団体が設置する都市公園（同法 2 条 1 項 1 号）は、当該地方公共団体が公園管理者として管理するものとされているところ、公園管理者以外の者であっても、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けることにより、都市公園内に公園施設を設けることができる（同法 2 条の 3、5 条 1 項）。公園施設とは、都市公園の効用を全うするために当該都市公園に設けられる施設であり（同法 2 条 2 項各号）、園路及び広場（同項 1 号）、植栽、花壇、噴水その他の修景施設（同項 2 号）、休憩所等の休養施設（同項 3 号）、ぶらんこ等の遊戯施設（同項 4 号）、野球場等の運動施設（同項 5 号）、植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設（同項 6 号）等が列挙されている。

上記の申請を受けた公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が、当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの、あるいは、当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもののいずれかに該当する場合に限り、上記の許可をすることができる（同法 5 条 2 項）。

A 市は、都市公園法上の都市公園である P 公園を管理する地方公共団体である。P 公園一帯は、戦前は大規模な日本陸軍の工場 Q が存在していたところ、アジア・太平洋戦争中の都市空襲によって焼け野原となり、戦後に P 公園として整備されたものである。工場 Q の敷地内には、由緒を奈良時代に遡ることのできる建築物 R があった。都市空襲により消失するまでは周辺住民を中心として R の維持管理が続けられており、また 1000 年以上、祖先の霊を迎える夏祭りが行われていた。夏祭りは古都 A 市の由緒正しい伝統行事として広く知られ、毎年多数の観光客が訪れていた。

20**年、かつて工場 Q 付近に住み、建築物 R の維持管理をしていた者らを中心とする一般社団法人 B が、P 公園の敷地内に施設 S（以下「本件施設」と

いう。)を設置することについて、A市に対して法2条2項6号にいう教養施設として公園施設設置許可の申請をし、また敷地使用料減免申請をした。

申請書によると、本件施設はかつての建築物Rに似せて建築され、中央の正門は祖先の霊のための扉とされている。その扉は霊を迎えるために一年に1度、開かれ、現世に呼び戻された霊は、供物による饗応を受けたのち、再び正門から送り返される。

弁護士であるあなたがA市から相談を受けたとして、本件申請に関わり考えられる憲法上の問題を指摘しなさい。

【参考条文】

都市公園法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

一 園路及び広場

- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

(第3項略)

(都市公園の管理)

第2条の3 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

(第3項、第4項略)

(以下、略)

民法（配点 100 点）

以下の問題文を読んで、設問 1・設問 2 に答えなさい。

A は 1990 年代の中古ポルシェ（高級車）を取り扱う東京の専門業者である。車好きの客 B は、1990 年製型式 α のポルシェが欲しいと考え、A の店に行き、次のような会話をした。

A 「日本には 90 年製型式 α のポルシェが 3 台あるとされていますが、店頭はその 3 台がございます。多分どれも状態はほとんど変わりません。」

B 「3 台しかないのですね。それは是非欲しい。8 月 15 日に『ポルシェ愛好家の集い』が九州であるのですが、そこに乗って行って自慢したいのです。この 3 台は、ほとんど違いはなさそうだけど、甲乙丙のこの 3 台の中でいうと、どちらかという甲の状態がよさそうかな。」

8 月 1 日、B は A に対し、店頭にあった甲を 1000 万円で購入したい旨 A に伝え、A も承諾、同月 10 日に引き渡す旨合意した。

しかし、A が同月 5 日に甲を分解整備中、甲の部品の一部が経年劣化により壊れており、エアコンが機能しなくなっていることに気づいた。A がメーカーに問い合わせたところ、同型の修理部品はメーカーには既に存在せず、中古市場で見つかるまでには 1 ヶ月近くかかる可能性があり、修理部品が見つかったとしてもエアコン能力は 80% 程度しか回復しないかもしれないとの返答を得た。なお、8 月 5 日当時、エアコンが完全に機能する同型のポルシェの市場価格は 1250 万円、機能しない同型のポルシェの市場価格は 750 万円と算定されている。

設問 1 B が A に対し責任を追及ができる場合、どのような請求が考えられるか。複数ある場合は複数回答しなさい。

（配点：70 点）

設問 2 B が A に対する責任を追及ができない場合があるとすると、どのような場合か。

（配点：30 点）

刑法（配点 100 点）

A は、自宅アパート隣の空き地に、自己が所有する自転車（時価約 1 万円）を無施錠のまま停めていた。上記空き地は、B が所有する私有地であったが、特に利用されておらず、上記アパートに駐輪場がなかったため、アパート居住者の多くが、上記空き地に自転車を停めており、土地所有者である B もこれを黙認していた。

9 月 1 日の夜、上記アパート近くにあるマンションに住んでいる C の自宅を訪れていた大学生 X は、C らと飲み会をしていたが、酒やつまみを買い足すため、近隣のスーパーマーケットへと徒歩で向かったところ、上記アパートの付近を通りかかり、上記自転車を発見した。

X は、上記自転車が空き地に無施錠で置かれている様子から、これが何者かに盗まれて放置された自転車であると判断し、これをスーパーマーケットに行くために使用し、戻しておくことを思いついた。X は、30 分ほどで戻ってくるつもりで上記自転車に乗り、スーパーマーケットへと向かったが、付近を警ら中の警察官 D から職務質問を受けた。X は、酒によっていたこともあり、D の態度が横柄であると感じて立腹し、D の顔面につばを吐いた。

X の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

[このページは空白です。]